

若者出会い応援事業 Q&A

	Q	A
1	申請や助成金の受取に市役所に行く必要がありますか。	窓口でも申請できますが、オンラインによる申請も24時間受け付けています。助成金の商品券は交付決定通知書と一緒に送付しますので、申請から交付まで市役所へ行かなくても利用できます。
2	インターネットマッチングサービスでトラブルに遭うことが怖いです。大丈夫でしょうか。	サービスの利用に関するトラブルについては、市は責任を負いかねますが、今回対象としているサービスは「インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度」の認定基準をクリアし、認定を受けたサービスを指定しています。 トラブルに巻き込まれないよう、運営サイトの注意事項をよくお読みになり、自己責任での利用をお願いします。 万が一トラブルに遭った場合は、運営サイトに報告するか、警察に通報をお願いします。
3	あきた結婚支援センターに入会していますが、若者出会い応援事業も併用できますか。	併用可能です。そのほかに若者交流促進事業でも若者の交流や出会いを目的としたイベントを企画していますので、ぜひご参加ください。
4	令和6年4月1日より以前からサービスを利用していますが、対象になりますか。	令和6年4月1日～令和7年2月28日の利用分までが助成対象です。対象期間外を含むプランをご契約の場合は助成対象金額を日割りで計算します。 例 3月15日に3か月プラン(90日分)を購入した場合、3月15～31日の17日間は対象外です。料金に(90日-17日)/90日に乗じた金額が助成されます。
5	対象経費の個別課金分とはどのようなものでしょうか。	基本プランや機能拡張などの月額料金は助成の対象となりますが、購入ごとに課金されるポイントなどの料金は対象外です。
6	「対象サービスを利用していることを証明するもの」とはどのようなものでしょうか。	対象サービスを利用料金に応じた期間利用していることを確認する必要があります。 会員情報のページなどで、会員であることや、プランの有効期限が表示されるものを提出してください。 また、上記の画面は退会すると確認できない場合がありますので、助成金の申請は退会前に行ってください。
7	サービス利用料を支払ったことを証明するものとはどのようなものですか。	クレジットカード明細、決済確認メール、AppleID決済の明細、Google Play決済の明細、プリペイドカードの明細情報など。(利用サービス名が記載されているものをご提出ください。)
8	年度の初めに利用し、一旦退会した後、もう一度利用している場合、2つの期間を合算して申請できますか。	1度目と2度目の利用料を支払ったことを証明するものと、最終的に対象サービスを利用していることを証明するものを提出していただければ対象となります。